

エイエムコート 八丁平5丁目共同寮 ご利用のご案内

事業開始：令和2年3月1日

令和7年5月現在

物件概要	名称	エイエムコート 八丁平5丁目共同寮		種類	寄宿舍
	住居表示	室蘭市八丁平5丁目46番4号		登記簿	未登記
	構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建		新築	平成6年3月
	規模	延2,072.63㎡	[住戸数] 1階：11戸 2 - 4階：各13戸 全50戸		
付属施設等	1 階	管理事務室・メールBOX・宅配BOX・食堂(IHヒーター・電子レンジ備付) 洗濯室（コイン式洗濯機）・喫煙コーナー（居室内禁煙）			
	2 階	談話コーナー・洗濯室（コイン式洗濯機）			
	3 階	談話コーナー・洗濯室（コイン式洗濯機）			
	4 階	談話コーナー・洗濯室（コイン式洗濯機）			
	屋外施設	駐車場・タイヤ置場・専用ごみ集積所（分別集積）			
管理業務仕様	(1) 受付業務		(2) 入居・退去手続業務		
	(3) 共用部清掃業務		(4) 点検立会・維持管理業務		
	(5) 連絡調整業務：契約法人様対応、防犯・防災点検調査対応、町内会等対応				
	(6) その他の業務：事故時緊急対応、入居者羅病時の手配、寮入居者の自治活動 及び防災活動等の補助（管理人は防火管理者を選任）				
	その他	寮入居者は、寮管理者が定める施設使用規定等の遵守事項に同意いただきます。			

【マンスリー】

一時使用目的(1ヶ月以上6ヶ月迄)の賃貸契約形態の貸室をご用意しております。

契約法人関係者様の室蘭への長期出張やインターンシップ利用等にご活用戴けます。

マンスリー貸室の使用申込書および約款を用意しておりますのでお問い合わせください。

契約形態	一時使用目的賃貸借契約					
契約期間	1ヶ月以上6ヶ月以内（再契約可） 1年以上の入居は定期借家契約とします。					
月額賃料	96,000円 / 月（3,200円 / 日額）					

エイエムコート八丁平5丁目共同寮 マンスリー貸室賃貸借契約 使用申込書

[使用申込要綱]

使用開始希望日	令和 年 月 日	利用貸室	号室
期 間	令和 年 月 日まで	月額賃料 冬季割増/月	96,000 円 / 月 (3,200 円 / 日額) 16,500 円 / 月 (550 円 / 日額)
保証金	50,000 円 ☐ 了解した	退去時清掃費	16,500 円 (税込) ☐ 了解した
布団セット (レンタル)	☐ 希望しない ☐ 希望する 価格 8,800 円 (税込)	生活用品 セット	☐ 希望しない ☐ 希望する 価格 1,100 円 (税込)
アメニティ セット	☐ 希望しない ☐ 希望する 1~1.5 ヶ月分 価格 3,300 円(税込) ☐ 希望する 2~2.5 ヶ月分 価格 4,400 円(税込)	タオル セット	☐ 希望しない ☐ 希望する 価格 4,400 円 (税込)
扇風機貸出	☐ 希望しない ☐ 希望する 1,980 円 / 月 (66 円 / 日額) 1 ヶ月に満たない日数は日割計算します		

浅水建設株式会社 殿

[申込事業所様] 申込日 令和 年 月 日

貴社マンスリー貸室賃貸借契約使用約款を了承の上、上記貸室の使用を申し込みます。

使用申込者 所在地 事業所名 代表者名	〒 ご連絡先 TEL FAX ご担当者 部署肩書等 氏名 携帯電話
------------------------------	--

[ご利用者様] 記入日 令和 年 月 日

貴社マンスリー貸室賃貸借契約使用約款の内容を承知しております。尚、下記の内容に相違ありません。

現住所 氏 名	〒 フリガナ 生年月日 西暦 年 月 日 携帯 : メールアドレス @ LINE ID
緊急連絡先 住所・氏名 及び続柄等	〒 フリガナ 連絡先 TEL : 氏名 (続柄) 携帯 :
駐車場(無料)	☐ 希望しない ☐ 希望する 車種・色・車両番号
自転車	駐輪場はございません。管理人に届出のうえ駐車場または自室保管となります。詳細は管理人へお尋ねください。
給食利用 (有料)	☐ 希望しない ☐ 希望する 【利用料金】朝食 550 円(税込) / 夕食 770 円(税込) (☐ 朝食 ☐ 夕食) 上記料金について、 ☐ 了解した。
入寮日 到着時間	月 日 () 午前・午後 時 分頃 到着予定 ----- 【受付時間】午前 : 10 時 ~ 12 時 / 午後 : 16 時 ~ 19 時 30 分 時間外になる場合はご相談ください。 土・日・祝日・大型連休は入退寮できません。

入寮時、管理人へ身分証明書 (運転免許証・マイナカード等) をご提示ください。(コピーを提出願います。)

マンスリー貸室賃貸借契約 使用約款

本約款に基づく使用形態は一時使用を目的とした賃貸借契約とします。

1. 本約款に基づく使用申込者は浅水建設株式会社が認めた法人等事業所であり、本物件の利用者は当該法人等事業所の従業員等関係者としてします。使用申込者並びに利用者は本物件を一時使用の仮住まいとしての目的のために賃借し、その目的以外に使用はしないものとします。
2. 使用を契約いただける期間は、1ヶ月以上とし、使用開始日の属する月を含めて6ヶ月を超えることはできません。契約期間は、使用開始日の属する月から6ヶ月後の月末日を限度とします。当該期間を超えて使用したい場合には、契約期間の終了する日の15日前までに、新たな使用契約が確定する必要があります。既に他の申込者がいるなど、その他やむを得ない事情により、お断りする場合があることを予めご了承願います。
3. 使用時まで当社の規定による利用者の公的なご本人様確認証（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・外国人登録証等）の提示・コピーをさせていただきます。提示・コピーを拒否された場合には使用できないこととします。尚、使用開始後も本人様の確認の為、確認証を提示いただく場合があります。
4. 使用申込者が利用者として届け出た、登録された方以外の入室・使用は出来ません。又登録された方（利用者）は、使用申込者と連帯して債務を履行する責を負うものとします。
5. 使用申込内容を確認いたしましたら請求書を発行いたしますので、銀行の3営業日以内に保証金及び使用料金の全額を支払い下さい。但し、保証金50,000円（1部屋1予約につき）をお支払頂き、残金をご利用前日までに支払う事も可能です。尚、キャンセル等による申込の取消しの場合には50,000円の払い戻しは出来ません。又、所定の料金の前払なき場合、使用当日に来館なき場合にはキャンセルとみなし申込を取消しいたします。入居手続は使用日の午後5時までとします。（尚、土・日、祝祭日及び年末年始・ゴールデンウィーク・盆休等、その他管理人の不在時は手続きが出来ませんので、予め、手続き予定日時の連絡・調整をお願いします）
6. 使用料・保証金（預り金）はすべて前払いとし所定の金額をお支払い頂きます。保証金は前払使用料ならびに各種利用料金（差額水道光熱費を含む）を担保するためお預かりします。
7. 使用料金は1ヶ月以上の使用月数と月額賃料を掛けたもの、1カ月を超え1ヶ月に満たない使用日数については当該使用日数に規定日額を掛けたものとします。月額賃料は30日を基準とし清算頂きます。（使用料金には、室内備品のリース料金及び夏季水道光熱費が含まれます。又、冬季には割増料金が発生します）
8. 使用開始日が月の中途の場合は、使用日数に規定日額を掛けたものと翌月分を予めお支払い頂きます。継続使用料の支払いはお支払い済の最終使用日より15日前までにお支払い頂きます。尚、退室日未定の場合にもお支払い済の最終使用日より15日前までに最終月使用料金の全額をお支払い頂きます。
9. 水道光熱費の実費使用料が当社規定の金額を超えた場合には、規定額との差額を当社より請求後7日以内にお支払いいただきます。（当社規定額 夏季：5～10月については21,000円/月、冬季：11～4月については36,000円/月）
10. 使用料ならびに各種利用料金の滞納（差額水道光熱費を含む）があると、即時入室を禁止させていただきます。又、新たな使用料金の発生日までに何等の連絡がなく、申込者が届け出た連絡先を通じて連絡が取れない場合には、契約を解除したとみなし室内の残置物品は当社にて随時処分させていただきます。（物品の処分にかかる費用は使用申込者に請求致します。）退室時室内に残置した物品については所有権を放棄した物と見做し、処分されても異議を唱えないものとします。
11. 予めお支払いいただいた最終月の使用料に残金がある場合の清算、また契約時にお預かりした保

証金の清算は、退室後に行います。又、諸料金の充当後に不足が生じた場合には請求後 3 日以内にお支払い頂きます。又、保証金及び清算後返戻金の返金は必ず銀行口座への振込としますので退室日までに返金先銀行口座をご指定ください。返金を指定頂いた銀行口座に振込ができないなどの場合は、返戻金等の返金期間は退室日の翌日より半年間とします。

12. 料金支払いにともなう銀行振込手数料は使用申込者の負担となります。又、預り金の清算返戻金等を銀行振込みで行う場合においても、同様に振込み手数料は使用申込者の負担となりますので予めご了承下さい。
13. 使用期間満了の際の引渡し手続は、原則として期間満了日の午前中までに室内に残置物品が無いよう片付けを完了させ、鍵・貸与品の返却とともに貸室を明け渡していただきます。(尚、土・日、祝祭日及び年末年始・ゴールデンウィーク・盆休等、その他管理人の不在時は手続きが出来ませんので、予め、手続き予定日時の連絡・調整をお願いします)又、引渡後の清掃費として 15,000 円(消費税別)を申し受けます。鍵・貸与品をご返却がいただけない場合、または紛失・破損した場合には、鍵については 15,000 円(消費税別)を、貸与品については再取得費用を徴収します。室内の汚れが著しい時は、弊社規定によるトータルクリーニング料を別途にお支払い頂きます。
14. 申込後の使用期間の変更・延長は原則としてお受けしません。但し、使用が可能かどうか、前もってお問い合わせをいただいた段階で、別の利用者が決まっていない場合は、そのままご使用しているお部屋で新たな使用契約をすることを可能とします。この場合の使用期間は、既にご使用頂いている期間を通じて 1 年間を最長期間とします。(1 年間を超える新たな契約を申し出る場合には、定期借家賃貸借契約を締結することとします。)
15. 使用期間満了前の解約(期限前解約)に関しては、使用期間が本施設使用の要件の 1 ヶ月を満たさない場合には、1 ヶ月分をお支払いいただきます。
16. 退室日未定契約の退室予告は、退室予定日の 15 日前までに解約のお申し出が必要です。15 日前までに、使用申込者より所定の届出用紙を使用してお連絡をお願いします。当該届出の連絡が、15 日の日数に不足して退室日確定となった場合は、退室予告日数不足費用として該当する不足日数分の料金をお支払い頂きます。
17. 緊急時・連絡不通時・修繕・点検等、当社が室内への立入が必要と判断した場合には、事前に通知する事なく貸主・管理者が入室することがあります。また防犯・安全の為、当社社員が巡回し、ご本人様確認をさせていただく場合がございますので御協力をお願いいたします。
18. 利用者は下記事項を遵守し、これらに違反した場合には即時解約させていただきます。
 - ア．室内にペット等の持ち込みをしないこと。(飼育はもちろん禁止です。)
 - イ．風紀を乱したり、近隣の部屋・地域に迷惑となる行為をしないこと。
 - ウ．室内で料理をしないこと、室内を汚さないこと、ゴミをためないこと。
 - エ．部屋内外の造作上の変更及び、備品の持ち込み・持ち出しはしないこと。
 - オ．警察よりの問い合わせ・介入を生じさせるような行為をしないこと。
19. 暴力団関係者及び反社会的勢力、若しくはそれらに準ずる方の利用はお断り致します。又、前述した方が出入りする事も禁じます。使用開始後にそれらが判明した場合にも即時解約となり部屋を退室していただきます。
20. 建物内・室内・駐車場内での火災・盗難及び紛失、風水害、自然災害等により使用申込者ならびに利用者に損害が生じた場合、当社では一切責任を負いかねますので予めご了承下さい。又、使用申込者ならびに利用者が、これらの施設・設備・備品等に破損・紛失等の損害を与えた場合及び室内に煙草による汚れやニオイがある場合には使用申込者の責任において弊社の定めた金額を弁償していただきます。
21. 第三者からの連絡・お問い合わせは、一切取次ぎを致しませんので予めご了承下さい。宅配便・郵

送物の取次ぎも致しません。

22. 本契約使用約款の一つにでも違反した場合、及び申込書に虚偽の記載があった場合には、解約措置を取らせていただきます。又、これらの違反行為により解約する場合、入金済みの料金、保証金の返金は致しません。
23. 使用期間中のティッシュペーパー、トイレトペーパー、その他の消耗品の補充及び交換は利用者の負担となります。
24. ホテル・旅館・簡易宿泊所・下宿としてのご利用は出来ません。又、サービスも提供出来ませんので予めご了承下さい。
25. 利用者の緊急時の連絡先（住所・電話番号）を申込書に必ずご記入ください。ご記入なき場合は利用をお断りする場合がございます。
26. 駐車場の利用は予め指定した位置以外には駐車しないで下さい、尚、駐車場確保は弊社では責任を負いかねます。第三者による不法駐車・無断駐車による損害については弊社では一切の責を負いません。
27. インターネット接続は無料サービスとなっておりますが、営利目的、営業目的、機密性の高い目的及び接続トラブルにより損害が発生し得る利用方法は禁止です。尚、接続に関する全ての問題について弊社では一切の責を負いません。
28. 本約款の他に特約がある場合には特約が優先します。本約款に定め無き事項については関係法規または一般商慣習に従うものとします。

令和 5 年 7 月 7 日改定

令和 5 年 10 月 1 日摘要

（令和 2 年 1 月 24 日制定）